

きょうとしちいき たぶんかこうりゅうねっとわーくさろん 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

りょうだんたいどうろく ～利用団体登録にあたって～

きょうとしちいき たぶんかこうりゅうねっとわーくさろん 1. 「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」とは

きょうとしちいき たぶんかこうりゅうねっとわーくさろん いか ねっとわーくさろん
「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」（以下「ネットワークサロン
」といいます。）では、きょうとし いたく しゃかいふくしほうじんか とりっくきょうと
しきょうく かり た すかい ひがしくじょう とくせい い ちいきこうりゅう たぶんかきょうせい そくしん
司教区カリタス会が、東九条の特性を活かし、地域交流や多文化共生を促進
するために、しみん ひら こうえんかい こうざとう きかく じょうほう はっしん じぎょう
るく かつどう かつせいか てつだ だんたいかん れんけい
行います。

ちいきこうりゅう たぶんかきょうせい もくてき だんたい ねっとわーくさろん とう
また、地域交流や多文化共生を目的とする団体がネットワークサロンに登
録することにより、その活動がより活性化するためのお手伝いや、団体間の連携
ごうりゅう ふか かつどう おこな
・ 交流を深める活動も行っています。

だんたいどうろく 2. 団体登録について

ねっとわーくさろん どうろく だんたい つぎ きーびす ていきょう
ネットワークサロンに登録いただいた団体は、次のようなサービスの提供を
う あわ だんたい とくせい かつどうないよう おう かたち
受けていただくことができます。併せて団体の特性や活動内容に応じた形で、
ねっとわーくさろん うんえい きょうりよく
ネットワークサロンの運営にご協力をいただくこととなります。

(1) パンフレット等の設置

登録団体のパンフレットやイベントの宣伝チラシ等を、ネットワークサ

ロンに設置することができます。

(2) ホームページ・Facebookでの紹介

登録団体の活動内容や登録団体が主催するイベント等を、ホームページ

やFacebookで紹介します。

※ただし、以下のものはネットワークサロンへの設置やホームページ・

Facebook等への掲載はできません。

・他人を誹謗・中傷し又は差別するもの ・他人のプライバシーを侵害するもの

・著作権等の知的財産権を侵害するもの ・犯罪行為を誘発するようなもの

・営利を目的とする広告、宣伝等 ・選挙運動等の政治活動を目的とするもの

・布教等、宗教活動を目的とするもの・わいせつ、残虐等、公序良俗に反するもの

・法令等に違法し、もしくは違反するおそれのあるもの

・その他、ネットワークサロンの利用目的に反するもの

(3) ボランティア希望者等の紹介

ボランティア活動等を希望する市民に、活動内容に応じて登録団体を

紹介します。

(4) 会議室等の利用

ネットワークサロンの事業に利用していない場合に限り、登録団体が

会議や打ち合わせをするために、ネットワークサロンの部屋「会議室1」「

会議室2」「多目的室」「資料室」を利用していただくことができます。

利用の申込みは、電話で受け付けます。ご予約のない部屋は、平日の

9時から17時に限り、当日のご連絡でもご利用いただけます。

ネットワークサロンの部屋の利用料は無料です。

※ネットワークサロンの利用時間

・月～土 9時～17時

・水・木・金 17時～21時 ★前日までの予約が必要です。

・第2・4日曜日 9時～17時 ★前月20日までの予約が必要です。

(5) ネットワークサロンへの協力

以下の点について、ご協力をお願いいたします。

① ネットワークサロン登録団体間の連携や交流を深めるための行事や

活動を行いますので、積極的な参加、協力をお願いします。

② ネットワークサロン登録団体の活動内容に応じて、福祉ニーズ等を持つ

市民の問題解決のために、当事者を紹介することがあります。ご協力を

お願いします。

3. 登録できる団体

次の要件を充たしている団体であれば、ネットワークサロンに登録することができます。

- ① 地域交流や多文化共生を目的とする団体
- ② 趣味のサークル活動等ではなく、地域への還元や貢献が認められる団体
- ③ 利益を主たる目的としない団体
- ④ 政治・宗教を主たる目的としない団体
- ⑤ 実質的な活動をおこなっている団体
- ⑥ 暴力団またはその関係者の統制下でない団体
- ⑦ 公序良俗等に反しない団体

4. 登録の手続き

(1) 以下の書類をネットワークサロンに提出してください。

- ① 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン利用団体登録申請書（

ホームページよりダウンロードできます）

- ② 団体規約、団体パンフレット等、団体の活動内容がわかるもの

(2) 以下の書類を提出した団体代表に、後日、「京都市地域・多文化交流

ネットワークサロン登録証」をお渡しします。この際、団体登録についての説明

さいど
を再度いたします。

とうろくゆうこうきかん とうろくしょう こうふ じねんど がつ にち
※登録有効期間は、登録証が交付されてから、次年度の4月30日までです。

さいとうろく しんせい ばあい じどうてき とうろく まっしょう
※再登録の申請がなされない場合は、自動的に登録が抹消されます。

と あ さき 5. 問い合わせ先

〒601-8006

きょうとしみなみくひがしくじょうひがしいわもとちょう
京都市南区東九条東岩本町 31

きょうとしちいき たぶんかこうりゅうね っ と わ - く せ ん た - ない
京都市地域多文化交流ネットワークセンター内

きょうとしちいき たぶんかこうりゅうね っ と わ - く さ ろ ん
京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

TEL:075-671-0108 FAX:075-691-7471

E-mail:salon_kyoto@ck9.so-net.ne.jp